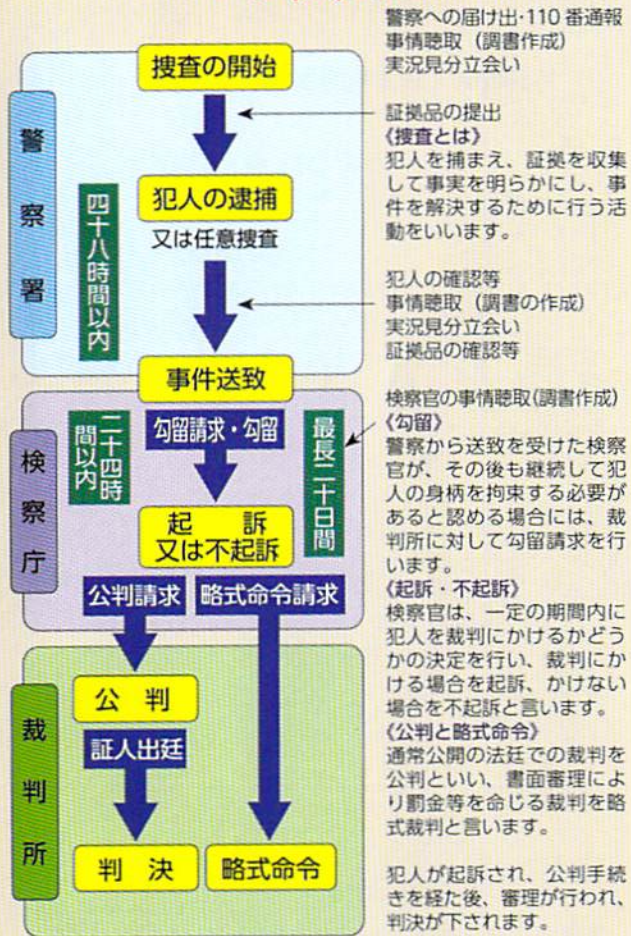


刑事手続きについて

1. 刑事手続きの概要について

交通事故の成人に対する刑事手続きは、おおむね次のようになります。

交通事故の発生



※犯人が少年(20歳未満)のときは、少年審判手続きなどによる場合があり、これらの手続きとは違うことがあります。

警察による被害者支援

交通事故が発生して間がなく精神的に動揺されている被害者やその家族の方から、警察職員が交通事故の捜査状況の説明や今後の不安についての相談を受けるなどの活動を行っています。

交通事故相談窓口

【警察の相談窓口】

相談窓口	電話番号
和歌山県警察本部広報県民課	#9110 (短縮ダイヤル) (073)432-0110
和歌山県警察本部交通指導課	(073)473-0110 (交通センター内)
県下各警察署交通課	

【関係機関等の相談窓口】

相談窓口	電話番号
和歌山県交通事故相談所	(073)441-2359(県庁内)
和歌山弁護士会	(073)422-4580
自動車事故対策機構和歌山支所	(073)431-7337
日本損害保険協会 そんぽ ADR センター	0570-02-2808
和歌山市市民相談センター	(073)435-1025(市役所内)
紀の国被害者支援センター	(073)427-1000

お願い

被害者のご家族の方には、捜査のため次のようなお願いをすることがありますので是非ともご協力をお願いします。

【事情聴取】

捜査員が事故状況等について、被害者やご家族から事情をうかがいます。

【証拠品提出】

被害者の着衣や所持品などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。

【実況見分の立会い】

事件によっては、事故現場での状況説明に立ち会っていただく場合があります。

交通事故の被害者と その家族のために

～支えます あなたの笑顔 戻るまで～



このリーフレットは、

- 皆様が利用できる保険や救済制度にはどのようなものがあるのか。
- 捜査や裁判が、どのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
- 捜査のため、皆様にどのようなことをお願いすることになるのか。

などについてお知らせし、わずかでも皆様の手助けになればとの思いから作成したものです。

被害者支援員

和歌山県 警察署
課 係

氏名

TEL 内線

連絡捜査員

課 係

氏名

TEL 内線

事故の相手方は誰？ その処分はどうなるの？

警察では、被害にあわれた方やご家族（「被害者等」といいます。）の疑問に少しでもお応えするため、次のような情報を可能な限り提供させていただくことにしています。

1. 事故の相手方に関すること

住所、氏名、年齢等

2. 刑事処分に関すること

- 逮捕、釈放の有無
- 送致先検察庁
- 起訴、不起訴の処分結果等

3. その他

事故の相手が少年の場合は、おおむね上記に準じた情報提供を行います。内容などに若干違いがあります。

被害者等によっては、事故のことを思い出したくないので知らせてほしくないという方もおられますので、その場合には、捜査員にお話ください。

法務省の各機関における 被害者等通知制度等

1. 通知内容

少年審判（保護処分）の結果、事件の処分結果、刑事裁判の結果、有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等

2. 通知をする機関

少年院、検察庁、地方更正保護委員会又は保護観察所

3. 通知の申出先

(1) 少年審判後の通知の場合

- ア 少年院送致処分を受けた場合
少年鑑別所
- イ 保護観察処分を受けた場合
保護観察所

(2) 前記以外

事件を取り扱った検察庁



保険請求の手続きは どうすればいいの？

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく手続きですので、警察では直接関与できませんが、交通事故の補償には、自賠責保険（自賠責共済）と任意保険の制度があります。

1. 自賠責保険

被害者やその遺族の保護を図る目的で、自動車の所有者等の加入が義務づけられている保険です。

(1) 被害者請求

被害者等から、直接、事故の相手方（加害者側）の自動車について契約している自賠責保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求することができます。

(2) 加害者請求

損害賠償を支払った自動車の所有者や運転者が契約先（加害者側）自賠責保険に対して、損害賠償額の支払いを請求します。

(3) 自賠責保険の損害賠償法定限度額

- 死亡 → 3,000万円
- 後遺障害 → 75万円～4,000万円
- 傷害 → 120万円

(4) 保険請求の流れ



2. 任意保険

自賠責保険で補いきれない損害を補償する保険で、自賠責保険と同様に加害者側の損害保険会社等に対して被害者側から請求することができます。

3. 自動車損害賠償保障事業（政府の保障事業）

ひき逃げされ相手が分からない。相手が自賠責保険に加入していない。このような場合、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて損害をてん補します。

請求方法等は損害保険会社等にお尋ねください。

福祉・税法上の救済制度

1. 援助救済制度

（次の手当、扶助、貸付、給付等が認められる場合があります）

(1) 官公庁が行うもの

対象	内容
ひとり親家庭	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金
生活に困っている方	困窮の程度に応じて生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

対象	内容
自動車事故対策機構 (NASVA)	ア 交通遺児等へ無利子貸付け（中学卒業まで） イ 常時介護が必要な方への介護料の給付（収入等一定の条件が必要） ウ 交通遺児の生活相談等の受付 ☎ 073-431-7337（和歌山支所）
交通遺児等育成基金	16歳未満の交通遺児が同基金に拠出金を払い込んで加入すると、19歳に達するまで育成給付金を支給 ☎ 0120-16-3611
交通遺児会 育英会	高校生以上の交通遺児に対する奨学金の貸与 ☎ 03-3556-0771

2. 税法上の救済制度

（次の手当、扶助、貸付、給付等が認められる場合があります）

名称	内容
医療費控除	医療費から支給を受けた保険金等を減じた金額（支払った医療費の金額）
障害者控除	一人につき27万円が控除（重度障害がある場合は40万円）
寡婦(夫)控除	死別した妻(夫)に原則として27万円

※詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。